陳情文書表

令和3年第2回神奈川県議会定例会 令和3年6月15日

陳情番号		7 2	付議年月日	3.	5.	2 6			
件	名	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種が広範囲に実施されるにあたり、接種者が 安心して受けられるための十分な財政支援を国に求める陳情							
付議委員会			陳			情	者		
厚生常任委員会		委員会	*陳情者の個人情	報につい	ては、	個人情報	保護のため、削除しています。		

【陳情趣旨】

日頃より国民のいのちと健康を守るためご尽力いただいていることに感謝と敬意を表します。 コロナ禍から1年以上が経過し、全ての国民が社会保障・経済・暮らし等が崩壊することのないよう感染拡大防止に努めています。そのような中、国内でも新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の実施が医療従事者等から優先的に開始され、今後は一般の方々へと進んでいきます。

一層広範囲に及ぶ地域住民の方々への接種率を高めるためには、公平且つ円滑な対応ができる体制づくりが自治体等で求められるとともに、接種者自身が安心して受けることができる休業補償や副作用に係る補償を十分に整える等の双方が必要不可欠です。

先日3月25日付に日本医療労働組合連合会は、医療・介護労働者の実態調査を基にした「第7次新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要請書」を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出し、その内容のひとつとして、ワクチン接種の副反応により休業や退職を余儀なくされた場合には休業補償や生活保障を行うことと記載されています。

現在、先行して医療従事者等へのワクチン接種が進んでいますが、接種が原因で体調不良(めまい・発熱・だるさ等の深刻性は軽度だが休業が必要と判断した症状)を引き起こしている方々も出てきています。一方で副作用についての休業補償は不十分であり、年次有給休暇の活用や欠勤扱い等で休業せざるを得ない実態があります。

これから一般の方々へのワクチン接種を進めるにあたり休業に対する補償等が乏しいことから、ワクチン接種の拒否や生活面を考慮する際に受けたくても受けられない方々(時間給労働者等)が一定数存在し、その結果としてコロナ感染者を出さない取り組みにブレーキが掛かることを懸念しています。

【陳情項目】

コロナ禍を一日でも早く脱却し、誰もが安心して暮らせる社会を取り戻すために、下記事項に つき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症ワクチンを接種した副反応発生者に対し、予防接種健康被害 救済制度に基づく救済制度を一層充実させるとともに、休業や退職を余儀なくされた場 合には、上記救済制度による救済に加えて、休業補償や生活保障を行うこと
- (2) ワクチン接種に係る十分な医療体制の整備とともに、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に財政支援等を更に行うこと

陳情番号	7 3	付議年月日	3 . 6	. 2				
件名	神奈川県知事	神奈川県知事の辞職を求める決議に関する陳情						
付 議 委	員 会	陳		情	者			
厚生常任委員会		*陳情者の個人情報	段については	は、個人情報	保護のため、削除しています。			

1 陳情の要旨

神奈川県知事である黒岩祐治氏の国家賠償法を無視した賠償責任拒否行為は、介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄である。従って、県民の負託に応えられない黒岩祐治氏は知事職にふさわしくない。よって、県議会に黒岩祐治氏の辞職を勧告する決議をするよう陳情する。

2 陳情の理由

医療法人社団則天会は神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。しかし、この処分は不当であることから、現在、行政訴訟の裁判中である。更に、この処分は憲法に違反するほどの余りに酷いもので在った為、医療法人社団則天会は、黒岩祐治神奈川県知事ら関与した県職員を公務員職権濫用罪の容疑で、次のとおり告訴状を作成し、横浜地方検察庁へ刑事告訴した。

告訴状

令和3年4月9日

横浜地方検察庁 検察官 殿

〒249-0005 神奈川県逗子市桜山 4-1-20 告訴人 医療法人社団則天会 代表者理事長 田宮秀次郎

〒231-0588 横浜市中区日本大通1

被告訴人 黒岩祐治 同所 被告訴人 水町友治 被告訴人 岡田計一 同所 被告訴人 佐久間剛 同所 同所 被告訴人 廣瀬剛彦 同所 被告訴人 高橋良治 同所 被告訴人 今井雅裕 被告訴人 榊枝伸和 同所 被告訴人 市村勇作 同所

上記被告訴人らの次の告訴事実に記載の行為は、刑法第193条(公務員職権濫用罪)に該当すると思料致しますので、捜査の上、厳重に処罰されたく告訴致します。

第1 告訴事実

1 被疑者黒岩祐治は神奈川県知事として、被疑者水町友治、同岡田計一、同佐久間剛、同廣瀬剛彦、同高橋良治、同今井雅裕、同榊枝伸和、同市村勇作はそれぞれ神奈川県福祉子どもみらい局福祉部の職員として、それぞれ横浜市中区日本大通1所在の神奈川県庁に勤務しており、被告訴人らはいずれも高齢者福祉に関する職務を担当するものであるが、被疑者らは、共謀して、令和2年7月13日、告訴人に対して、法律上の要件がなく、かつ、法律上の手続を遵守することもないまま、令和2年9月1日から令和3年2月28日までの6ヶ月間、介護保険法第41条第1項本文の指定の全部の効力を停止する旨の行政処分を行い、告訴人の業務を停止させ、もってその職権を濫用して、告訴人に義務のないことを行わせ、告訴人の権利行使を妨害したものである。(以下略)

ところが、神奈川県知事は医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて自ら処分を取り消したのにもかかわらず、原状復帰に努めるどころか新たな行政処分を執行した。この日本国憲法第17条を無視した賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄である。また、地方自治の本旨である住民自治を蔑ろにするものである。よって、神奈川県の名誉を著しく毀損した黒岩祐治氏に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	7 4	付議年月日	3 .	6 . 2			
件名	新型コロナ	所型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付に関する陳情					
付 議 委	員会	陳情			者		
産業労働常	7任委員会	*陳情者の個人情	報につい	ては、個人情報	保護のため、削除しています。		

1 陳情の要旨

私たち飲食店経営者は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、神奈川県の要請に応じ、感染症対策及び時短営業(休業含む)に継続して協力してきました。しかしながら、要請に応じた飲食店に対する県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(以下、「協力金」といいます。)第3弾(2020年12月7日~同月17日)から第8弾(2021年4月1日~同月19日)においては、1弾毎に時短営業等の要請開始日が店舗の定休日の場合に、その日を協力金の対象外とする取扱い(以下、「本件取扱い」といいます。)がなされています。

このような取扱いは、極めて不平等かつ不合理なものであり、飲食店経営者として到底納得できるものではありません。そこで、このような不平等及び不合理を解消するため、以下の各事項の実施を求めて陳情いたします。

- (1) 第3弾ないし第8弾の協力金交付において本件取扱いの対象となった飲食店に対し、本件 取扱いにより支給対象外とされた額の協力金を交付すること。
- (2) 仮に前項が認められない場合、第3弾ないし第8弾の協力金に関し、本件取扱いの対象となるべき飲食店のうち定休日を申告しなかったために本件取扱いが適用されていない事業者に対し、本件取扱いを遡って適用すること。
- (3) 今後の協力金交付において本件取扱いを行わないこと。
- (4) 仮に前項が認められず本件取扱いが今後もなされる場合、協力金申請書等に定休日の申告欄を設けること。

2 陳情の理由

(1) 定休日が時短等の要請開始日に当たる場合とそれ以外の場合とで取扱いを異にする理由がないこと

前期間の要請から新たな要請期間も継続して要請に従ったとしても、本件取扱いにより協力金が支給されなかったことについては、合理的な理由が全く浮かびません。

また、本件取扱いは、要請終了日が定休日の場合に協力金が支給されることとの均衡も欠いています。要請終了日が定休日で、その翌日から新たな要請期間が開始するもののそれ以降は要請に応じない、という店舗にも、定休日である要請終了日の分の協力金が支給されます。

さらに、要請開始日が定休日に当たる場合と、要請開始日に要請に従わず夜間営業を行い 翌日から時短要請に従う場合とで、協力金の金額に差異が生じないため、結果として要請に 従わない夜間営業を助長しかねません。このような取扱いは、感染拡大防止策としての協力 金の趣旨とも相容れないものです。

(2)協力金申請書等に定休日の申告欄がないために不公平が生じていること 定休日を設けている店舗であっても、申請の際に定休日を申告しない店舗もあります。事 務局の担当者の話では、定休日を申告していない事業者には特に定休日の有無を確認せずに協力金を支給しているとのことでした。つまり、正直に定休日を記載した店舗にのみ本件取扱いが適用されていることになります。

また、このような不公平を飲食店側に受忍させてまで本件取扱いを実施する合理性がない ことは(1)で述べたとおりです。

(3) 本件取扱いの適用基準が不明確であったこと

本件取扱いの要点である「定休日」についても、どのような場合に本件取扱いの対象になるのかが不明確です。

県の要請を受け、本件取扱いの適用を回避する目的で定休日を変更し、要請開始日に臨時営業するケースも想定されます。他方、そのような不誠実な例とは異なり、県の要請よりも前に定休日を営業日に変更すると決めていたところ、その後に県の要請を受けたため、当日を時短営業とした、というケースも考えられます。協力金の申請に際し「従来の営業時間」の申告を求められますが、「従来の営業時間」とは何か、どのようなケースが本件取扱いの対象となるのか、県から事前の告知はありませんでした。

第3弾事務局から聞いた話では、実施当初の段階では要請前から定休日を営業日に変更することを決めていれば本件取扱いの対象から外す運用を想定していたとのことでした。対象飲食店にも説明をして売上げ明細等の資料を請求していたものの、後日県から全て本件取扱いの対象とするよう指示があり差し戻されたとのことでした。

また、ある飲食店でも第3弾の要請がなされた12月3日よりも約1か月前に要請開始日の12月7日の予約が入り、定休日から営業日に変更していましたが、最終的には「感染症防止対策に協力していない」などと言われ、同日分の協力金交付申請を却下されました。運用が変わった理由については、事務局と県との認識の相違だと説明されたにとどまり、具体的な理由の説明はありませんでした。

また、このような対応方針の不統一や、定休日に関する外部通報を受けての対応等により、協力金の交付に相当の遅れが生じています。このような混乱は、本件取扱いが筋の通らない不合理なものであるために、運用上の拠りどころが定まらなかった結果として生じたものといえます。

(4) 他の都県(東京、千葉、埼玉)の取扱いと異なること

県の担当者によれば、他の都県に比べて神奈川県の判断基準は厳しいとのことでした。そもそも、協力金の額が減収を補うに充分なものではない中で、他の自治体と比較して感染防止対策とは全く関係がない「本件取扱い」により交付額を減額するという運に左右される運用を他に合理的な理由もなく行う神奈川県の判断基準は到底理解できません。

(5) 最後に

我々飲食店経営者の生活は、コロナ禍により、2020年2月を境に劇的に変化しました。収入の減少はもちろんのこと、お客様に飲食を提供してお代を頂くという、当たり前にあった日常から得られる幸福や生きがいを奪われてしまいました。先の見えない不安の中で、飲食店経営者は、悩みに悩んだ末に要請への協力を続けることとし、その代わりに協力金の交付を申請して店舗の存続に望みをつないでいます。協力金の額が充分でないことへの不満ではなく、ただ苦境にある我々飲食店に理不尽な仕打ちはしていただきたくないのです。

神奈川県議会におかれましては、陳情の趣旨をご理解いただき、また、コロナ禍における 飲食店経営者の実態と心情をしん酌いただき、どうか前向きにご検討いただきますようお願 いいたします。

陳情番号		7 5	付議年月日	3 .	6.	3			
件	名	2030年	2030年温室効果ガス削減目標引き上げに関する陳情						
付	議委	員会	厚	Į.			者		
環境農政常任委員会			*陳情者の個人情	報につい	ては、個ノ	人情報	保護のため、削除しています。		

趣旨:神奈川県の2030年の温室効果ガス削減目標を、62%以上に引き上げることを求めます。 気温の温度上昇を1.5℃以内に抑えるため、2030年度の中期目標を野心的な数値に引き上げる こと。

- ・ 日本政府も今年4月にNDCを46%に調整する方針を表明しました。各自治体も現状の2030年の中期目標を早急に引き上げることが必要です。
- ・ Climate Action Trakerという研究機関によるとパリ協定目標の1.5℃の気温上昇を抑えるために必要な日本の2030年度の温室効果ガス削減目標は62%以上(2013年度比)であると言われています。
- ・ 政府目標46%(2013年度比)は、パリ協定で呼びかけられている2010年度比で換算すると 41.7%に。気温上昇1.5℃以内に抑えるためには政府目標にならうだけでなく科学の声に耳を 傾けた数値が必要です。

理由:

現在、世界の平均気温は産業革命前と比べて約1.2℃上昇しており、既に甚大な被害をもたらしています。政府も昨年、2050年カーボンニュートラルを宣言し、菅首相もNDC46%~50%に引き上げる旨を発言しています。ですが、まだまだ行政全体の取り組みが、気候変動を解決する=将来世代の若者の未来を保証するために十分であるとは言えません。

神奈川県も気候非常事態宣言を表明し、様々な取り組みをされていることかと思いますが、気候変動の危機を回避するためには、野心的な中期目標が欠かせません。このままでは2050年よりも前の段階で、気温上昇1.5℃を超えてしまうと考えられているからです。

政府はNDCを46%~50%に調整する方向ですが、諸外国から「NDCは最低でも50%必要」と批判を受けています。また、Climate Action Trakerというパリ協定1.5%目標を追及する研究機関によれば、日本のNDCは最低でも62%は必要だ、という報告書も発表されています。

気候変動の影響は、神奈川県にも及んでいます。海では漁師さんから悲鳴の声があがり、甚大な台風の影響で箱根をはじめとして多くの地域で被害が発生しました。

今の日本の対策、そして神奈川県の対策では、若い世代やこれから生まれてくる世代の未来を守ることができません。科学による警告を無視し、気候変動から目をそらし続け、求められる対策を怠れば、将来世代の安心できる未来はありません。

政府の方針より先駆けて、長野県では2030年度の温室効果ガス削減目標を2010年度比で60%減に引き上げ(5/17発表)。札幌市でも2016年度比で55%減を表明しています。

2030年度の目標引き上げは、パリ協定の1.5℃目標、そしてFridays For Futureに賛同するU30の未来を守るためには不可欠です。

ご検討のほど、よろしくお願いします。